

東海市・知多市・大府市にお住いの方へ

こんな方は要注意!



よくあるトラブル事例は裏面へ

相続の無料相談会

司法書士・税理士が対応

無料

14日間開催

事前予約制

5/20 [月] 21 [火] 22 [水] 23 [木] 24 [金] 25 [土] 26 [日]

6/15 [土] 16 [日] 17 [月] 18 [火] 19 [水] 20 [木] 21 [金]

相続手続き・相続税の専門家がお悩みにお応えします!



司法書士

相続・遺言・家族信託などのご相談は早めの対応が必要です。お客様の色々な悩みを解決するお手伝いをしたいと思っていますので、相続・遺言・家族信託の事なら何でもお聞きください!

司法書士法人鈴木事務所
代表司法書士 鈴木 直幸
●司法書士 登録番号 656



税理士

相続に関する多くのご相談をお受けしてきた経験と実績から、ご相談者様のお悩みに的確にアドバイスさせていただきます。丁寧・誠実に対応している事務所ですので、お気軽にご相談ください。

税理士法人葵パートナーズ
税理士 花田 直子
●税理士 登録番号 98364

よくある
ご相談
得意分野

- 家族関係が複雑な相続手続き
- 未登記地、遠方の山林などの相続手続き
- 家族信託、遺言などの生前対策

よくある
ご相談
得意分野

- 将来の税負担もふまえた相続税の申告
- ご家族のライフプランに沿った税金対策
- 生前贈与や保険活用などの生前対策

相続の無料相談会概要

会場

司法書士法人鈴木事務所

〒477-0037 東海市高横須賀町公家25-2

ご相談
予約枠

- ① 10:00~10:50
 - ② 11:00~11:50
 - ③ 13:00~13:50
 - ④ 14:00~14:50
 - ⑤ 15:00~15:50
 - ⑥ 16:00~16:50
- (1組あたり50分)

ご予約
ダイヤル

0120-017-011

※事前予約制 (お電話でお申込下さい)

主催

司法書士法人鈴木事務所
税理士法人葵パートナーズ



市立文化センター

横須賀町

司法書士法人
鈴木事務所
東海事務所

尾張横須賀駅



重要

2024年4月1日～相続登記が義務化!

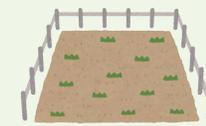
過去の相続も含め、登記をしないと10万円以下の罰金になる可能性があります。

このようなケースでは、不動産に関するトラブルに注意!

ケース
1

過去に相続した土地を名義変更していない場合

相続した土地を名義変更しないまま放置すると、所有者が不明確になり土地の管理や売却に際して問題が生じる可能性があります。また相続人間での所有権トラブルに発展するリスクがあります。



名義変更していない土地

土地の所有者が不明確



相続人A



相続人B



相続人C

ケース
2

今後、住む予定のない不動産を相続した場合

維持費（修復、管理など）、管理費用が掛かり、固定資産税（税金）を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



住む予定のない不動産

維持費

管理費用

固定資産税



相続人A

ケース
3

納税資金を融通しないといけない場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税を納めなければなりません。



10ヶ月以内に現金で納める

重要

相続税申告が必要かもしれません!



以下のようなお悩みのある方は、ぜひご相談ください!

- 相続税がかかるかどうかわからない
- 相続税を少しでも安く済ませたい
- 初めての相続税申告で何から始めたら良いかわからない
- 相続税申告書を作成してみたが行き詰まってしまった



このような方はご注意ください!相続税がかかる可能性があります!



3,600万円以上の相続財産をお持ちの方



亡くなった方が、子・孫名義で預金されていた方

これらのケースに当てはまる方は、**今すぐ無料相談会**におこしてください。



手続きを放置したり先延ばしすると将来のトラブルにつながります。また、認知症を発症してからではできない対策がたくさんあります。今からでも、今だからこそ有効な制度の活用方法をお伝えします。



司法書士



税理士

私たちがギモンにお応えします!